

成年後見制度のご案内



認知症になったり、知的障がいや精神障がいなどのために、自分自身で十分な判断をすることができない方々があります。このような方々は、次のようなことを自分ひとりで行うことがむずかしい場合があります。

- ・ 預貯金の解約や払い戻し、介護サービスなどの利用、入院等各種手続き
- ・ 不動産の売買や財産の取引等の契約

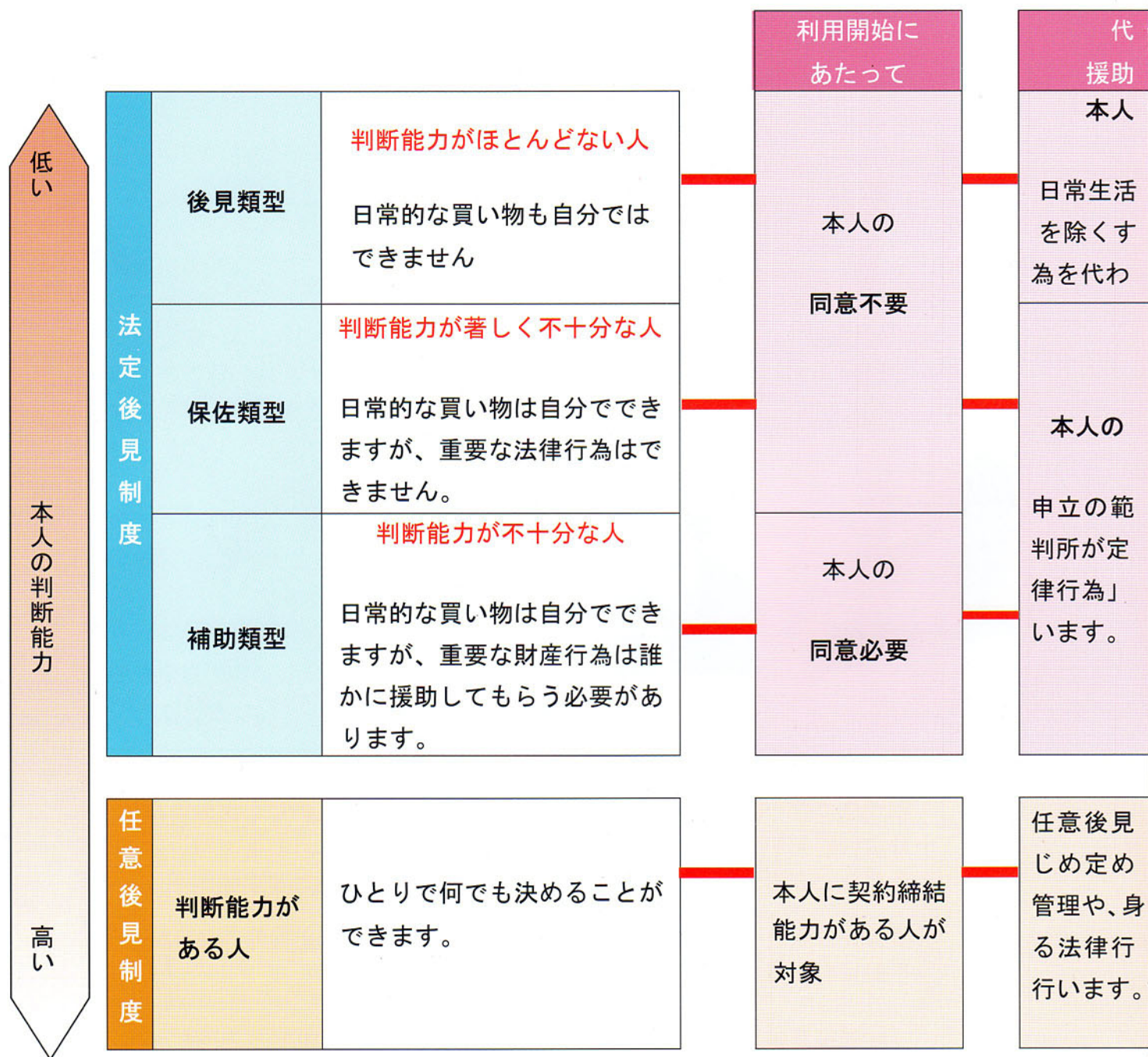
「成年後見制度」とは、このような契約や手続きなどを行うときに、本人にとって不利益が生じないように、法律的なことや生活面に配慮しながら支援してくれる人を定め、これらのことをお願いする制度です。

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

成年後見センター・あんしんサポートあらかわ

1 「法定後見制度」と「任意後見制度」のちがい

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、以下のよ
 「法定後見制度」は、すでに判断能力が低下している場合に、家庭裁判所
 「任意後見制度」は、将来、判断能力が低下した時に備え、あらかじめ任

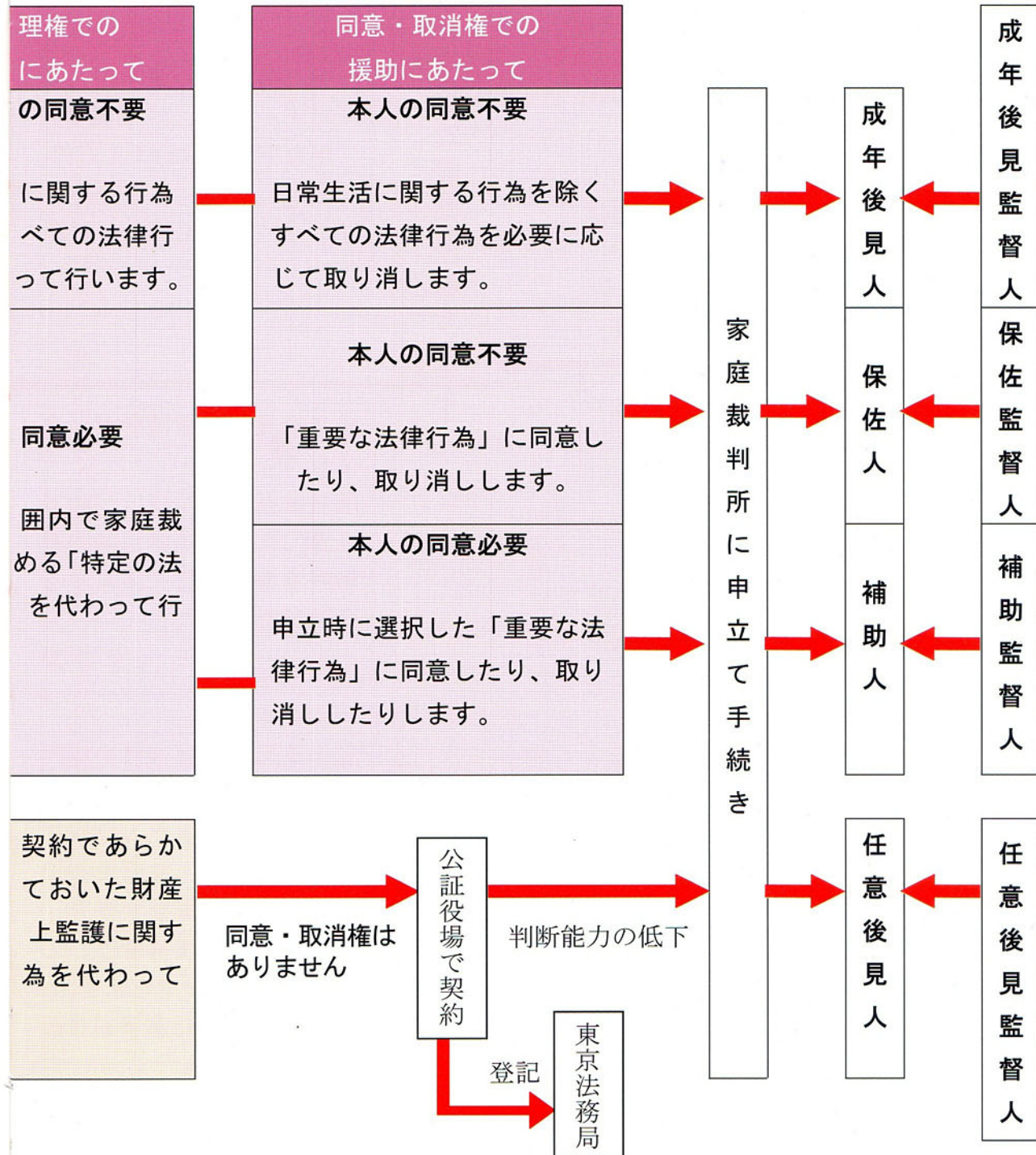


※申立手続き及び申立手続きができる人は、5ページまたは7ページ参照。

※家庭裁判所に申立を行う際には、予約を取る必要があります。家庭裁判所の連絡先は、裏表紙参照。

※成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人（以下「成年後見人等」と記します）は、本人の存命中のみ支援を行うことができます。

うな状態になったときに制度を利用します。
 が適任と見られる成年後見人等を選任します。
 意後見人を自分で決め、公正証書で契約しておきます。



後見・保佐が開始した場合に本人ができなくなる事

- ①後見開始：選挙権を失い、印鑑登録が抹消されます。医師、税理士等の資格、会社役員の地位を失います。
- ②保佐開始：医師、税理士等の資格、会社役員の地位を失います。

2 法定後見制度 利用手続きの進め方とポイント

(すでに判断能力が不十分なひとのための)

① **まず診断書(成年後見用)をとります。** ※後見・保佐・補助のいずれかに該当するかの判断をします。

医師による成年後見申立てのための診断を受けます。

成年後見用診断書
3,000円～10,000円程度

成年後見専用の様式があります

② **申立人と成年後見人等の候補者を検討します。**

申立てできる人

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 4親等内の親族
親、子、祖父母、孫ひ孫、兄弟姉妹、甥姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の「父母・祖父母・兄弟姉妹・おじおば・甥姪」等
- ・ 成年後見人等
- ・ 市区町村長

成年後見人になれる人

- ・ 本人の親族
- ・ 法律・福祉の専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士)、その他の第三者等がなることができます。
- ・ 法人や複数の方がなることもできます。

※申立ての時点で、後見人等の候補者がいない場合も申立てできます。

※最終的には家庭裁判所がふさわしい人を選任します。

③ **申立てに必要な書類の準備をします。**

申立てに必要な書類・費用

- (東京家庭裁判所の場合)
- ・ 費用は申立人が負担します。
 - ・ 申立書や戸籍謄本が必要です。 別紙参照
 - ・ 申立て費用は約11万円です。

6ページ参照

成年後見人等候補者がいる場合

成年後見人等候補者がいる場合には、候補者自身の戸籍謄本等の書類を用意する必要があります。

6ページ参照

成年後見人等候補者を専門家等に依頼する場合

申立人が成年後見人等候補者を選ぶ際に、弁護士や司法書士、社会福祉士等を、成年後見人等候補者として依頼することができます。

連絡先は裏表紙参照



④ 家庭裁判所に申し立てます。(本人の住所地を管轄する家庭裁判所)

(1) 調査・審問

- ・ 申立人及び成年後見人等候補者から、申立てに関する詳しい事情を確認します。
- ・ 本人に面接をして意思や同意の有無を確認したり、生活状況などの調査をします。本人の外出が困難な場合は、家裁の担当者が本人の元に伺います。
- ・ 親族（法定相続人）へ、意向照会をします。

3カ月程度

(2) 鑑定

- ・ 「後見」「保佐」の申立てをする場合は、本人の判断能力や障害の程度を判断するために医師による鑑定を行います。

(3) 審理・審判

- ・ 申立事情説明書、成年後見人等候補者事情説明書、鑑定結果、調査結果等の内容を検討します。
- ・ 申し立てた類型の決定、成年後見人等の選任と内容・範囲が決定されます。
- ・ 場合によっては、成年後見監督人が選任されます。
- ・ 法定後見人に支払う報酬は、本人の支払い能力に応じて家裁が決定します。

⑤ 審判が出ます。

- ・ 審判書の受領後、2週間以内に異議申立てがなかった場合に審判確定となります。
- ・ 確定後、家裁が東京法務局に後見登記の登録を依頼します。
- ・ 確定後、約10日で東京法務局より登記事項記載証明書が発行されます。ここから法定後見がスタートします。

約24日

東京法務局にて、成年被後見人等や成年後見人等に登録されていること、またはされていないことの証明書の発行を受けることができます。(有料)

裏表紙参照

⑥ 審判確定・法定後見スタート

申立て手続きの委任等をする場合

法律に詳しくない等の理由で、自分ひとりで申立てや手続きを進めていくことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士、社会福祉士等に、申立て手続きを委任したり、相談・支援を受けることができます。(別途、費用がかかります。)

連絡先は裏表紙参照

3 「成年後見人等」がお手伝いできること・できないこと

<p>「特定の法律行為」(各種手続きについて)、本人に代わって行うことができます。</p> <p>代理権</p> <p>※「特定の法律行為」とは、申立ての範囲内で、家庭裁判所が定めた特定の法律行為のこと。</p>	<p>財産に関する法律行為</p> <p>財産管理とは、本人の資産に関することや負債、収入・支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を、計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。具体的には、以下のような行為を行うことができます。</p> <p>(例)・不動産などの財産の管理、処分、契約締結など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行、郵便局など金融機関との取引きなど ・遺産相続、各種行政上の手続きなど <p>身上監護に関する法律行為</p> <p>身上監護とは、介護契約や施設入所など、本人の身のまわりの世話や療養看護に関することです。具体的には、以下のような行為を行うことができます。</p> <p>(例)・受診・治療・入院に対する契約締結や費用の支払い、医師からの治療法などの説明を受ける際の同席など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム等の施設の入退所や介護サービス利用等に関する、本人との話し合い・情報収集・利用手続き・契約締結・費用の支払いなど ・施設や介護サービス等における処遇の監視と異議申し立てなど
<p>「重要な法律行為」について必要に応じて同意したり、取り消したりすることができます。</p> <p>同意権・取消権</p>	<p>重要な法律行為（民法第13条1項）とは？</p> <p>具体的には、以下の項目を指します。</p> <p>①預貯金を払戻すこと ②金銭を貸し付けること ③金銭を借りたり、保証人になること ④不動産などの重要な財産に関する権利を得たり、失ったりする行為をすること（訪問販売、通信販売、クレジット契約等を含む） ⑤民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること ⑥贈与、和解、仲裁合意をすること ⑦相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること ⑧贈与や遺贈を拒絶したり、不利な条件のついた贈与・遺贈を受けること ⑨新築、改築、増築や大修繕をすること ⑩民法第602条に定める一定期間を超える賃貸借契約をすること</p> <p>*日用品の購入、その他日常生活に関する行為については、取り消すことができません。</p>

<p>成年後見人等がお手伝いできないこと</p>	<p>(例)・介護や家事などをすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院、施設入所の際の身元保証人や身元引受人になること ・病気の治療や手術など、医療行為に同意すること
--------------------------	--

※「代理権」や「同意・取消権」は、「後見類型」「保佐類型」「補助類型」の3つの類型によって、本人同意なしに付与できる場合と、本人の同意がないと付与できない場合があります。

※「成年後見人等」になった人は、本人の意思を尊重し、本人の希望に沿った支援を行うことを原則としています。

4 「法定後見制度」申立てに関する書類・金額

区分	必要書類等	取寄先
1	申立書類 ◎申立書 ◎申立事情説明書 ◎親族関係図 ◎本人の財産目録及びその資料 (不動産登記簿謄本コピー、預貯金通帳のコピー等。) ◎本人の収支状況報告書及びその資料 (領収書の写し等。) ◎後見人等候補者事情説明書	成年後見センター あんしんサポート あらかわ 東京家庭裁判所の窓口 (ホームページや郵送でも取り寄せることができます)
2	戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) ◎本人 ◎申立人 (申立人と本人とが甥・姪とおじ・お婆の関係など4親等内であることが確認できない場合、両者の関係がつながる戸籍謄本がさらに必要です) ◎後見人等候補者	各自治体の担当窓口
3	住民票(世帯全部、省略のないもの) ◎本人 ◎後見人等候補者	各自治体の担当窓口
4	登記されていないことの証明書 ◎本人 (証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」欄にチェックをしてください)	東京法務局 (連絡先は裏面参照)
5	診断書(成年後見用) (主治医に作成してもらってください)	成年後見センター あんしんサポートあらかわ
6	愛の手帳の写し (知的障がいの方の愛の手帳、総合判定の記載のある場合にはそのページのコピーも必ず添付してください)	
7	費用(申立て時に納めていただきます) ◎収入印紙 800円 (保佐や補助で代理権や同意権の付与の申立てもする場合は、それぞれ800円を追加してください) ◎登記印紙 4,000円 ◎郵便切手 4,300円 (内訳 500円切手×4枚 100円切手×5枚 80円切手×20枚 10円切手×20枚) ◎鑑定費用 10万円 (家庭裁判所に予納します。不要の場合もあります)	郵便局など (印紙や切手は家庭裁判所内の売店でも販売しています)

5 任意後見制度 利用手続きの進め方とポイント

(これからに備える方のための)

① 任意後見人をお願いする人(任意後見受任者)と委任する内容を決めます。

任意後見人になれる人

法律で任意後見人としてふさわしくないと定めている理由がない限り、成人であれば誰でも任意後見人になることができます。また、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家や、社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

本人と任意後見受任者との話し合いにより、委任する内容を決めます。

任意後見受任者に委任する内容

- ・財産管理に関する法律行為
 - ・身上監護に関する法律行為
- ※詳細は1ページの表を参照

任意後見人に支払う報酬

本人と任意後見受任者との話し合いで、報酬を決めておきます。

② 公証役場で任意後見契約を結びます。

任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が、一緒に公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。

(状況によっては、公証人が出張もします)

公正証書の内容は、公証人からの依頼(囑託)により、東京法務局に登録されます(成年後見登記)。

必要な書類

- ・本人に関するもの
 - ①戸籍謄本
 - ②住民票
 - ③印鑑登録証明書
- ・任意後見受任者に関するもの
 - ①住民票
 - ②印鑑登録証明書
- ・その他
診断書や土地・建物の登記簿謄本等が必要な場合もありますので、公証人に確認してください。

任意後見契約書作成にかかる費用

- ①任意後見契約公正証書作成の基本手数料 11,000円
- ②登記囑託手数料 1,400円
- ③登記所に納付する印紙代 4,000円
- ④その他(証書代・登記囑託書郵送用切手代) など



③

家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てます。

(判断能力が不十分な状態になったとき)

本人の判断能力低下状況の把握
 配偶者や親族、任意後見受任者等が、本人の生活状況を把握し、本人が自分の財産管理等を十分にできなくなった時期に、住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

- ・ 申立てできる人
 本人、配偶者、4親等以内の親族、任意後見受任者
- ・ 必要な書類を家庭裁判所に提出します。

選任

④

任意後見スタート

⑤

任意後見契約終了

登記(終了の登記をする)

契約が終了する場合

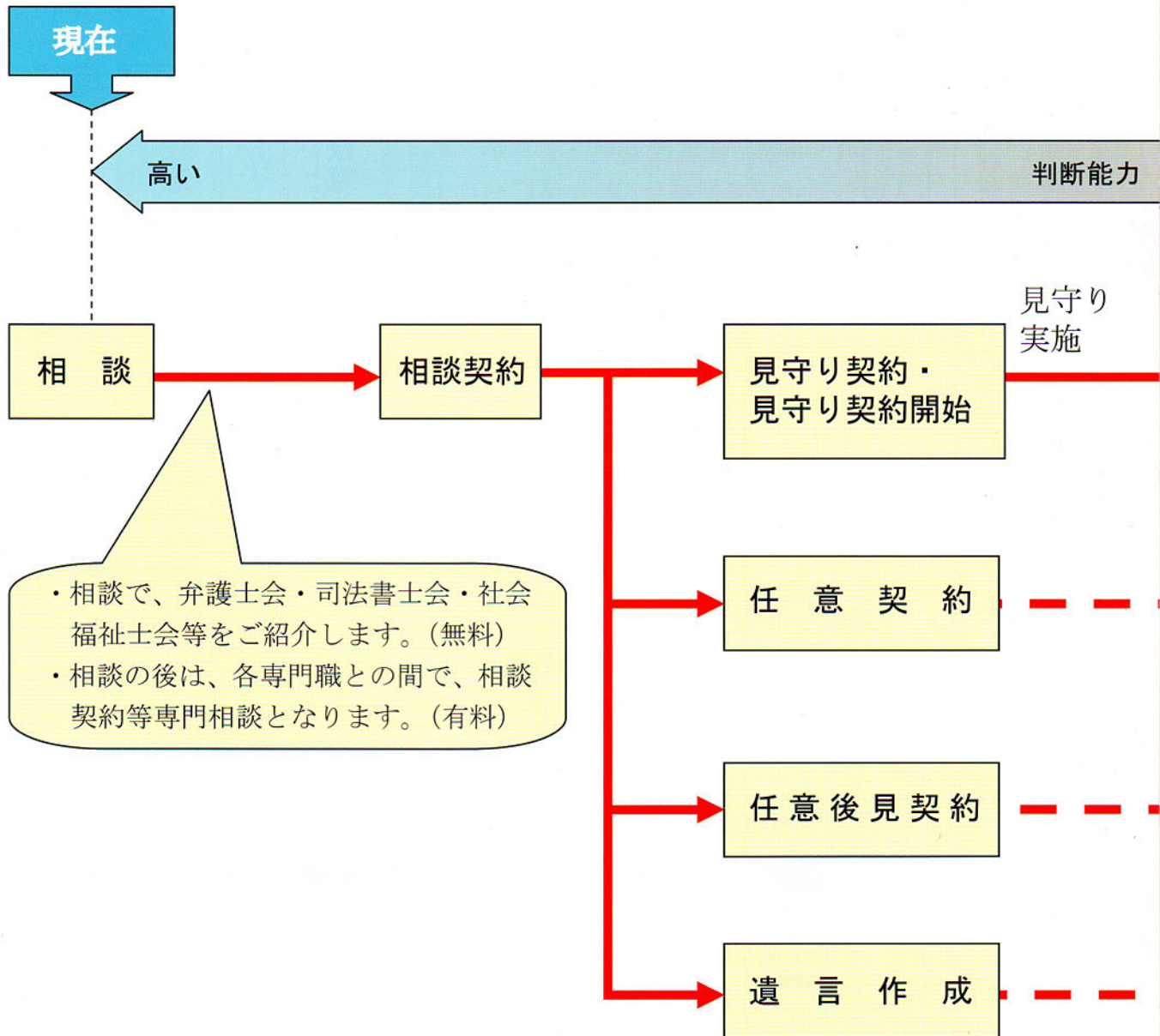
- ・ 死亡
 本人や任意後見人の死亡
- ・ 契約の解除
 正当な事由と家庭裁判所の許可が必要
- ・ 任意後見人の解任
- ・ 法定後見の開始

↓
 法定後見の申立てへ

「任意後見監督人選任」申立てに関する書類・金額

区分	必要書類等	取寄先
1	申立書類 ◎申立書 ◎申立事情説明書 ◎親族関係図 ◎本人の財産目録及びその資料 (不動産登記簿謄本コピー、預貯金通帳のコピー等) ◎本人の収支状況報告書及びその資料 (領収書の写し等) ◎任意後見受任者事情説明書	成年後見センター あんしんサポートあらかわ 東京家庭裁判所・支部の窓口 (ホームページや郵送でも取り寄せることができます)
2	戸籍謄本 各1通 ◎本人 ◎申立人	各自治体の担当窓口
3	住民票(世帯全部、省略のないもの) 1通 ◎本人 ◎後見人候補者	各自治体の担当窓口
4	登記事項証明書 1通 登記されていないことの証明書 1通 (証明申請書の証明事項は「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」欄に チェックをしてください。)	東京法務局 (連絡先は裏表紙参照)
5	診断書(成年後見用) (主治医に作成してもらってください)	成年後見センター あんしんサポートあらかわ
6	任意後見契約公正証書の写し	東京法務局 (連絡先は裏表紙参照)
7	費用 ◎収入印紙 800円 ◎登記印紙 2,000円 ◎郵便切手 2,980円 (内訳 500円切手×4枚 80円切手×10枚 20円切手×4枚 10円切手×10枚)	郵便局など (印紙や切手は家庭裁判所内の売店でも販売しています)

6 任意後見制度と関連制度



任意後見人への「死後の事務」の委任

任意後見契約は本人が活着ている間の契約であり、本人の死亡によって終了します。ただし、「死後の事務」でも葬儀や埋葬、永代供養の手配・支払い等については、「死亡時の特約事項」として委任することが可能です。

任意契約（委任契約、財産管理契約）

判断能力が低下する以前に支援を受けたい場合

任意後見契約と同時に、任意後見受任者と通常の委任契約として、財産管理等の事務を委任する契約を結んでおくこともできます。このことによって、判断能力が低下した時に、すみやかに任意後見への移行が可能となります。

判断能力は十分だが、
病気やケガ

認知症などで
判断能力が不十分

死亡

低い

任意契約の開始

任意契約実施

任意後見発動（開始）

任意後見実施

遺言執行

見守り契約

判断能力の状況をきめ細かく把握できるようにするため

任意後見契約を結んだ後に、本人の生活状況を定期的に見守り、判断能力低下の事態に適切に対応できるよう、任意後見契約とともに任意後見人との間で「見守り契約」を結んでおくこともできます。

遺言

死亡後に自分の希望を確実に執行してもらうために

死亡後のことについて、自分が望むことを確実に執り行ってもらうためには、任意後見契約とともに遺言を作成し、遺言内容の手続きをすすめる「遺言執行者」を定めておくことが望まれます。

成年後見制度に関するお問い合わせ先

・成年後見制度の申立て手続き・書類の取得に関すること

東京家庭裁判所後見センター

〒100-0013 千代田区霞ヶ関 1-1-2

http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/tetuzuki/seinen_kouken.html

3502-5454

3502-5359

3502-5369 (予約専用)

・後見登記に関すること

東京法務局 〒102-8226 千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎 5213-1234 (代表)

5213-1360 (後見登録課)

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/kouken_top.html

・成年後見申立て手続き支援や成年後見人等の依頼に関すること

東京弁護士会 (オアシス)

第一東京弁護士会 (しんらい)

第二東京弁護士会 (ゆとりーな)

東京司法書士会 (リーガルサポート東京支部)

東京社会福祉士会 (ぱあとなあ東京)

} 3581-9110
(3 弁護士会統一窓口)

3353-8191

5215-7366

・任意後見制度に関する相談・手続きに関すること

王子公証役場 〒114-0002 北区王子 1-14-1 山本屋ビル 3 階

3911-6596

千住公証役場 〒120-0034 足立区千住 2-54 須川ビル 5 階

3882-1177

上野公証役場 〒110-0015 台東区東上野 1-7-2 富田ビル 4 階

3831-3022

成年後見制度や申立て手続きに関して、提出書類の書き方などでご不明な点がございましたら、下記までご相談ください。

社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会
成年後見センター・あんしんサポートあらかわ

〒116-0003 荒川区南千住 1-13-20

電話：3802-3396

<http://homepage2.nifty.com/arakawa-shakyo/>



荒川区社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らし続けられる街を目指しております。その活動のために多くの皆様に会員となっていていただいております。

個人会員・正会員 1,000円 特別会員 2,000円

団体会員・法人会員等 10,000円以上

また、活動のためにご寄付も受け付けております。